

平成19年度第3回岐阜県安全・安心まちづくり懇談会概要

日時：平成20年1月22日(火) 10:00～11:50
場所：岐阜県庁7階7南1会議室
テーマ：「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(仮称)」(案)について
パブリックコメントの結果について
条例案について

- | | |
|-------|--|
| 会長 | ・ 事務局から説明のあった「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(仮称)」(案)について、内容等についてご意見をいただきたい。 |
| 市町村職員 | ・ 第20条の「犯罪の防止に配慮した自動車・自販機の普及」と、第21条の「空地・空家等の適正管理」については、条文の順番を逆にしてはどうであろうか。施設という観点では、第18条の「犯罪の防止に配慮した道路等の整備等」のあとに現案の第21条をもってきた方がよいのではないか。 |
| 事務局 | ・ 犯罪の発生頻度、重要性などを考え、今の形にしている。 |
| 委員 | ・ 事務局から説明のあったように、犯罪の発生頻度、重要性などを考えれば、原案のとおりでよいのではないかと思う。 |
| 事務局 | ・ 空地等の規定は、中津川事件を踏まえて設けており、岐阜県の特徴の1つでもある。
犯罪の発生する頻度などから考えると、今のままでよいのではとは考えるが、法制執務面の観点からも検討してみたい。 |
| 委員 | ・ 第21条の空地等について、廃墟についても言及できないであろうか。県内で問題となるのはむしろこちらの方ではないであろうか。 |
| 事務局 | ・ 納屋、農機具倉庫など色々な態様を言い出すと、書き方も難しくなってくるので、「等」に含めて考えたいと思っている。具体的な対策などは行動計画で考えてまいりたい。 |
| 委員 | ・ 第3条第3項で、乳幼児、児童、生徒、高齢者その他の犯罪の防止に配慮を要する者の安全確保のことが記載しているが、そもそも条例は県民すべてのことを対象にするのであるから、あえて限定しなくてもよいのではないか。 |

- 事務局
- ・ 「県民」一言でくくってしまうと対象がぼけてしまうこと、防犯施策の対象の中でもある程度しぼってきめ細やかに対応していくことが必要との考えによる。
また、その後の条文の構成にもあるように、子どもや高齢者の安全確保の規定を別途設けている関係から、今のままでよいのではないかと考えている。
- 委員
- ・ 乳幼児、児童、生徒とあるが、どのように使い分けているのか。
- 事務局
- ・ 児童は、小学生。生徒は中学生・高校生である。乳幼児については、学校等に、幼稚園・保育園や乳児院なども入っているためである。
- 会長
- ・ 今のように、条例を解釈・運用する上で、定義を確認していくことは重要なことなので、他にご意見があれば伺いたい。
- 委員
- ・ 外国籍県民の扱いについては、パブコメの説明にもあったように、県民の中で当然考えていくとのことであったが、例えば、第2条第3項の「県民」を「県民（外国籍を有する県民を含む）」というような表現はできないであろうか。
- 事務局
- ・ 議論になったところではあるが、今回の条例の趣旨からみれば、場合によっては外国籍県民を犯罪をする側の対象として考えているような誤解を与えてしまうのではないかと議論もあったので、パブリックコメントの対応案のような表現にしている。
また、他の県条例においても、県民を日本国籍と外国籍で書き分けていないことも踏まえている。
- 委員
- ・ 県内の一部の市町村では、多文化共生社会は現実のものであるから、もう少し表現で踏み込んでもよいのではないか。そういう意味で、条例前文の「国際化」の表現を改めてもよいのではないか。
また、パブリックコメントの意見にもあったように、この多文化共生社会ではいきなり「信頼し合う」ではなく、まずは「理解し合う」だと考える。
- 会長
- ・ 平成15年9月の安全・安心まちづくり懇談会からの提言では、「不良外国人対策を強化する」ということで、一部のことはあるけれども、確実に外国人による犯罪の絶対数が増えているとのことから、犯罪機会の減少の観点で盛り込んだ経緯がある。
その後、昨年3月の提言の見直し作業の中で、地域住民と在住外国

人がお互いを理解し、信頼関係を築いていくことを強調しようということで、現在の「多文化共生社会の形成推進」の表現となっている。

そういったことを踏まえ、「国際化」の表現を「多文化共生社会の到来」といったことに変更できないか検討いただきたい。実際、大垣市や美濃加茂市、可児市などではこういった取組も始まっている。

事務局

- ・ 確かに、「国際化」の意味は広すぎるので、一度検討してみたい。

委員

- ・ 第6条の事業者の責務と第19条の施設の設置者等の努力義務の書きぶりについて、前者が「・・・努めなければならない。」としながら、後者が「・・・努めるものとする。」となっているが、表現的には同じにすべきではないか。

事務局

- ・ 第6条は事業者全般に広く責務を課す規定としたことに対し、第19条は業種を特定し、かつ防犯に配慮した構造、設備等を有するように求める内容であることから、書き分けを行った。

また、第19条第3項で具体的な防犯指針を策定し、それに沿った施設の構造、設備を有するようにお願いしていくようになることも考え合わせて、このような表現としている。

委員

- ・ 実際、大垣市でも地元の大型集客施設が地域と一緒にあって防犯の取組を行っていることから、そういった取組は努力義務ではなく、必然的にやってもらうべきことだと考えている。そうでないと、そういう集客施設が地域の信頼を得られないのではないかと考える。

事務局

- ・ 実際をお願いしていく場面では、そのようなスタンスで望む必要があるとは考えるが、条例の条文としては、防犯面に配慮した構造、設備等に関してお願いしていくということで、このような表現にしたい。

会長

- ・ かって、コンビニエンスストアに関するセーフティネットモデル事業を実施したことがあったが、そのときはコンビニエンスストアを犯罪被害を受けるからということだけではなく、地域の信頼を得られるセーフティステーションとして、犯罪の抑止や災害発生時などに関して協力してもらうという議論をしていたことがあったが、それが現在協定などの形となったということもある。

このようなことについても、今後第19条の趣旨で施策化にあたって検討していけばよいのではないかと思う。

事務局

- ・ 第19条について、一点ご確認したいことがある。
県内部関係課と本文案を検討する際に、「深夜において小売業に供

される施設」が問題となった。

議論としては、例示とはいえ、被害者でもある深夜の小売業者を特
だしするのはどうかというものである。

事務局の考えとしては、犯罪情勢としてコンビニエンスストアを狙
った犯罪が頻発しており、また日常生活の延長線上、県民も立ち寄る
ことが多いところでもあるので、防犯対策をしっかりとっていったほう
がよいという意見なども踏まえ、特だししていきたいと考えている。

委員

- ・ 今の状況をみると、コンビニエンスストアに加え、大型スーパーも
増えてきているので、条例上ある程度の方向性を出すという意味で、
原案のとおりでよいと考える。
- ・ また、先ほど話があったように、しっかり取り組んでいただくとい
ったことも強く表してもよいのではないかと思う。

委員

- ・ 現実の問題として、深夜の従業員は若者が多く、その従業員を犯罪
から守るという観点からも、一定の取組を設置者に求めていくのは必
要ではないかと思う。
- ・ また、取組をファジーにさせないで実態を見据えて検討していくと
いうこれまでの議論の流れからしても、このままでよいのではないか
と思う。

市町村職員

- ・ 条例案自体はこれでいいのではないか。
細かく議論しはじめるときりがないので、あとは行動計画で考えて
いけばよいと考える。
市町村にとっては、重要な役割を担うことになるので、大変なこと
だと考えている。

市町村職員

- ・ 学校、通学路の安全確保については、市町村の教育委員会で対応し
ていくことになるので、県の支援体制をしっかりとって欲しい。

事務局

- ・ ご指摘のことは、県教育委員会とも十分に連携しながら、現場に混
乱が起きないように、やってまいりたい。
なお、学校の安全確保については、現在でも様々な取組が学校サイ
ドで取り組まれていることから、これまでの取組を把握し、チェック
していくことになると思う。

会長

- ・ 地区の防犯協会について、条文上、読めるところがあるのか、それ
とも事務局が警察署なので、その方面から考えるところなのか。市町
村の生活安全条例にはそのことを触れているところはないと思うが、
県条例ではどう扱うのか。

地区防犯協会の活動が形骸化しているのではないかとの意見も、個人的に話を聞いている。

- | | |
|-----|---|
| 委員 | <ul style="list-style-type: none">・ 形骸化しているかもしれないが、機能はあるのではないか。ただ、総会には参加するが、あまり具体論がないのではないかと考えている。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none">・ (財)岐阜県防犯協会のことも含め、条文中でどう考えるか、一度検討したい。・ なお、実際としては、当然に各種団体との連携体制を整えていこうということは考えている。 |
| 会長 | <ul style="list-style-type: none">・ そのことが第9条で読めるのか、その他のところで考えるのか、検討いただきたい。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none">・ 地区防犯協会については、深夜スーパーなどの職域単位で防犯のことを協議する組織をもっているのも、そちらとの連携も図っていくつもりである。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none">・ 青少年問題に関連して、特に気になることは、深夜のことと携帯電話のことである。
第22条でインターネットのことがあるが、そのことも含まれているのか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none">・ インターネットを利用したということで含まれていると考えている。 |
| 会長 | <ul style="list-style-type: none">・ 「携帯電話」ということが何がしか表現できると、生活実感としてはわかりやすいのではないか。 |
| 関係課 | <ul style="list-style-type: none">・ 実態から行くと、インターネットを介した犯罪が多いと思うが、フィッシング詐欺など最近はインターネットを介さずに行われるものもある。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none">・ 岐阜県青少年健全育成条例との整合性も考えながら、検討したい。 |
| 関係課 | <ul style="list-style-type: none">・ 教育委員会でも携帯電話は大きな問題と考えており、学校では子どもたちに情報モラルということで指導しているが、法律による規制体制がしっかりできていないので、事業者の協力を仰いでいかないといけないのではないかと考える。
また、家庭においてもしっかり子どもたちに正しい使い方を教えていく必要があるのではないかと考える。 |

このあたりを第5条の県民の責務や第6条の事業者の責務で読んでしまうのか、特別に表記するかということもある。

事務局

- ・ 子どもへの情報モラルに関する教育については、第15条の児童等の安全教育の充実の1つだと考える。
インターネットの世界は、条例骨子案のときにも説明したが、岐阜県だけで対策を講ずるのも難しいので、第22条のように、犯罪に遭わないための情報提供などを行っていききたい。

会長

- ・ パブリックコメントで、携帯電話業界から何か意見はあったか。

事務局

- ・ 事業者として、協力できるものについては、協力したいとのご意見をいただいている。
また、携帯電話業界では無料のフィルタリングの提供サービスなどもされている。
ただ、子どもが所持する携帯電話の場合、契約は親が行うことになるので、そちらの方への啓発も必要となると考えている。

事務局

- ・ 青少年健全育成の方では、すでに携帯電話業界との話し合いの場を持ち、携帯電話のフィルタリングの普及促進に向けた取組が始まっている。
また、国と業界が協力して、保護者や教職員向けにe-ネットキャラバンといったインターネットの安心・安全利用に向けた啓発講座を無料で実施しているところである。

会長

- ・ 条例案は今回の議論を踏まえ、再検討いただきたい。
なお、防犯指針や行動計画の策定スケジュールはどのようになっていくのか。

事務局

- ・ 年度明けの早い段階ではと考えているが、詳細はまたご相談させていただきたい。